

【消費生活の窓口から】

若者の除毛剤による皮膚障害にご注意を！

～顔面には使用しないで！使用方法とともに、契約内容も必ず確認を！～

全国の消費生活センター等に寄せられた情報によると、15～19歳男性の除毛剤等に関する相談が、若者の商品・サービス別相談件数のランキングで、令和元年、2年ともにトップになっています。

除毛剤は、化学作用により手足やわきの下などの体毛を取り除くものであり、人によってはまれに皮膚に炎症を起こすことがあります。除毛剤等に関する相談のうち、かぶれ・かゆみ・赤みなどの異常が生じたという被害者を年代別で見ると、10歳代、20歳代の割合が、平成29年度の約3割から令和2年度以降は6割を超え、若い世代が中心となってきています。

除毛剤を購入・使用する際は以下の点に注意しましょう。

【アドバイス】

◆除毛剤は医薬部外品です。顔面には使用できないなど用法・用量や使用上の注意をよく確認し、正しく使用しましょう。

◆まずは1回分を購入し、使用前にテストをして自分の肌に合うかどうか確認してから使用しましょう。

◆肌に異常が生じた場合は直ちに使用を中止し、症状がひどい場合などは皮膚科医を受診しましょう。

◆特に通信販売で除毛剤を購入する場合は、1回限りか、2回目はいくらか、解約の方法など契約内容を必ず確認しましょう。

特定商取引法の改正により、令和4年6月1日から、通信販売の注文時に内容を確認する際の表示がより明確になり

ます。今後も、通信販売の契約内容をよく確認してから購入するようにしましょう。

◆除毛剤等を使って異常が生じた場合や定期購入の解約など困った場合等は、消費生活相談窓口が消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、消費者庁公表資料「[若者の除毛剤の使用による皮膚障害に注意！－顔面には使
用しないで！使用方法とともに、契約内容も必ず確認を！－（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593